

政令第二百三十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第二項中「、命を受けて」を削る。

附 則

この政令は、令和六年七月五日から施行する。

理由

総務省本省に置かれる参事官を一人減員する必要があるからである。